

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月2日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第16号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 その都度必要と認める日又は時間</p> <p>(3)～(10) 略</p> <p>(11) 職員が、職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。）を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項に規定する予防接種、<u>学校保健安全法</u>（昭和33年法律第56号）<u>第11条</u>に規定する健康診断若しくは母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項若しくは第13条に規定する健康診査を受ける際に介助を行う場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、日又は時間）。ただし、一の年において5日を限度とする。</p> <p>(12)～(21) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 その都度必要と認める日又は時間</p> <p>(3)～(10) 略</p> <p>(11) 職員が、職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。）を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項に規定する予防接種、<u>学校保健法</u>（昭和33年法律第56号）<u>第4条</u>に規定する健康診断若しくは母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項若しくは第13条に規定する健康診査を受ける際に介助を行う場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、日又は時間）。ただし、一の年において5日を限度とする。</p> <p>(12)～(21) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則中第15条第1項第11号の改正規定は平成21年4月1日から、同項第2号の改正規定は同年5月21日から施行する。